

第 29 号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例（平成 9 年足立区条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 8 号中「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 号」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」を、「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（定期使用許可）

第 9 条の 2 区長は、申込みをした日において満 18 歳から満 23 歳までの者で、ア又はイのいずれかに該当するものに、5 年を超えない範囲内において一般区営住宅の使用を許可することができる。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定による児童養護施設（区内に所在するものに限る。）への入所の措置を解除された者又は解除される予定の者

イ 児童福祉法第 33 条の 6 の規定により、児童自立生活援助（区内において行われているものに限る。）が行われていた者又は行われなかったこととなる者

2 前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」とい

う。)に係る一般区営住宅の規模、地区等に係る選定基準、使用者の資格の制限その他必要な事項は、区長が別に定める。

- 3 定期使用許可は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。
- 4 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての使用予定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 5 前項の説明を受けた使用予定者は、第 13 条に定める手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。
- 6 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の 1 年前から 6 月前までの間に、使用者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 7 定期使用許可を受けた使用者は、その期間が満了するときまでに当該一般区営住宅を明け渡さなければならない。
- 8 定期使用許可をした場合においては、第 8 条第 5 号及び第 6 号、第 26 条、第 34 条、第 35 条第 2 項並びに第 38 条の規定は適用しない。
- 9 第 31 条又は第 3 項の規定にかかわらず、定期使用許可を受けた使用者が、当該許可を受けた後に同条又は第 33 条第 1 項に規定する者に該当するに至ったことを理由として、当該一般区営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、区長は当該許可の効力を将来に向けて失わせることができる。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

一般区営住宅の使用許可に、使用期間を限る定期使用許可を加えるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。